

特別養護老人ホーム府中若松苑 利用料金表 令和7年1月1日改定

1ヶ月(30日)あたりの介護福祉施設サービス費(A)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
		670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位		
加算分	1日あたりの加算(B)	夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18 単位 / 精神科医療養指導加算 5 単位 看護体制加算(Ⅰ) 4 単位/看護体制加算(Ⅱ) 8 単位 個別機能訓練加算(Ⅰ) 12 単位 合計 47 単位						
	月あたりの加算(C)	個別機能訓練加算(Ⅱ) 20 単位/科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40 単位 協力医療機関連携加算 100 単位/生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 10 単位 合計 170 単位						
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)/月 < ((A+B)×30 日分) + (C) > × 13.6%	2,948 単位	3,234 単位	3,540 単位	3,830 単位	4,111 単位		
	介護保険単位数合計 /月	24,628 単位	27,014 単位	29,570 単位	31,990 単位	34,341 単位		
月あたりの利用料自己負担分 ※単位数×10.68 円の額の負担割合分		1割	26,303 円	28,851 円	31,581 円	34,166 円	36,677 円	
		2割	52,606 円	57,702 円	63,162 円	68,331 円	73,353 円	
		3割	78,909 円	86,553 円	94,743 円	102,496 円	110,029 円	
月額利用料金			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	1割負担	第4段階 (減額なし)	食費 2,020 円/日 居住費 2,066 円/日	148,883 円	151,431 円	154,161 円	156,746 円	159,257 円
		第3段階②	食費 1,360 円/日 居住費 1,370 円/日	108,203 円	110,751 円	113,481 円	116,066 円	118,577 円
		第3段階①	食費 650 円/日 居住費 1,370 円/日	86,903 円	89,451 円	92,181 円	94,766 円	97,277 円
		第2段階	食費 390 円/日 居住費 880 円/日	64,403 円	66,951 円	69,681 円	72,266 円	74,777 円
		第1段階	食費 300 円/日 居住費 880 円/日	61,703 円	64,251 円	66,981 円	69,566 円	72,077 円
	2割負担	食費 2,020 円/日 居住費 2,066 円/日	175,186 円	180,282 円	185,742 円	190,911 円	195,933 円	
3割負担	食費 2,020 円/日 居住費 2,066 円/日	201,489 円	209,133 円	217,323 円	225,076 円	232,609 円		

- ・府中市(3級地)の単価は1単位10.68円となり、単位数×単価の1割・2割又は3割が自己負担分となります。介護保険の自己負担分に食費・居住費を加えた額が、月額の利用料となります。(上の表は30日で算出)
- ・料金表の額は概算となり、端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。
- ・施設のサービスまたは人員体制等の変更により、算定する加算の変更および料金が増減する場合があります。

介護保険以外の料金

電気代	50円/日	コンセント使用の有無にかかわらず、居室での電気使用量としてご負担いただきます。
飲料代	50円/日	施設内で提供する紅茶やコーヒー、水分ゼリー等の飲料にかかる費用として頂きます。
クラブ活動費	実費	レクリエーション等や行事の材料費につき、実費相当額を負担いただきます。
理美容代	実費	理美容サービスを利用された場合にお支払いいただきます。
引き落とし 手数料	300円 /回	利用料の口座引き落としを行うにあたっての手数料になります。
立替え手数料	1,000 /月	医療費や薬代、嗜好品及び身の回り品の購入代行、理美容代、予防接種代等の立替え払いにおける手数料
日常生活品	実費	生活品(ティッシュ・電池・歯ブラシ等)の購入費用
医療費	実費	施設内での訪問診療、病院受診、訪問歯科、訪問マッサージ等に伴う医療費自己負担分
その他	実費	ご希望により購入する健康維持等の為の栄養補助食品、施設備品以外の介護用品や機器、施設でご用意する以外の衛生材料など個人使用を希望して購入する全ての物

その他の加算・個別加算の料金(1割負担で表記)

初期加算	33円/日	入所日から30日間、30日以上入院からの退院後30日間
療養食加算	7円/食	医師の指示により療養食を提供した場合
入院外泊時費用	269円/日	入院・外泊中の入所者が対象、月6日が上限
看取り介護加算： ご逝去日以前31～45日	(Ⅰ)(Ⅱ)79円/日	ガイドラインに沿った取り組みと意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援等 (Ⅰ)医師より看取り期の診断があり、本人・家族等へ説明・同意を得て看取り介護を提供した場合(Ⅱ)上記に加えて看護師をより手厚く配置し実際に施設で看取った場合
看取り介護加算： ご逝去日以前4～30日	(Ⅰ)(Ⅱ)157円/日	
看取り介護加算： ご逝去日前日・前々日	(Ⅰ)742円/日 (Ⅱ)851円/日	
看取り介護加算： ご逝去日	(Ⅰ)1,396円 (Ⅱ)1,723円	

※注意事項

- ①負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。
施設に提示されない場合は、第4段階としての扱いになります。
- ②入院・外泊等、不在の場合であっても居室確保代として居住費が発生します。(全額自己負担)
ただし、ショートステイ(短期入所)に使用させていただき場合にはこの限りではありません。
- ③前日の午前10時までに欠食の申し出があった場合には欠食分の食事代は請求しません。それ以後の申し出の場合は実費をご負担いただきます。(キャンセル料)
- ④法改正や経営状況により、食費や居住費を変更する場合があります。その際にご連絡いたしますので、御協力をお願い致します。

<居住費・食費の負担減額>

対象者の状態		区分	1日の居住費	1日の食費
以下に該当しない方		第4段階	2,066円	2,020円
世帯全員が 市町村民税 非課税	前年の年金収入額とその他合計所得金額の合計が120万円超の方 (預貯金が単身500万円以下、 夫婦1,500万円以下)	第3段階 ②	1,370円	1,360円
	前年の年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 (預貯金が単身550万円以下、 夫婦1,550万円以下)	第3段階 ①	1,370円	650円
	前年の年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円以下の方 (預貯金が単身650万円以下、 夫婦1,650万円以下)	第2段階	880円	390円
	生活保護受給者 あるいは老齢福祉年金受給者	第1段階	880円	300円

(食費内訳：朝食**570円** 昼食**690円** おやつ**70円** 夕食**690円**)

<料金の減免措置>

市民税課税世帯の方に対する食費・居住費負担額の特例減免措置

※生活相談員にご相談ください。

事業の概要

申請に基づいて「生計が困難である」と認められた方や個室の利用が認められた生活保護受給者

に対して、区市町村から「確認証」が交付されます。

サービス利用者の方が、軽減を実施している介護サービス事業所からサービスを受ける際、この

確認証を提示することで、利用者負担額が 1/4 軽減され、3/4 となります。

(高齢福祉年金受給者は半額、生活保護受給者の個室居住(滞在)費は利用者負担なし)

平成 25 年 8 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い、平成 25 年 8 月 1 日より特例措置を
実施しています。

事業に関するお問合せは、下記へご連絡ください。

介護保険課介護保険担当(電話 03-5320-4291、FAX03-5388-1395)

東京都福祉保健局ホームページより